

外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するということは、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。

参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

補 則

- (1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。
- (2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。
 - ① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね20%以内とする。
 - ② 個人種目では、各学校のエントリー数（種目数ではない）の概ね20%以内とする。ただし、当該校のエントリー人数が5人未満の場合は、1人以内とする。
- (3) 大会参加資格の確認方法
 - ① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。
 - ② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。
 - ③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について
 - (ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等
4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。
 - (イ) 申請時添付書類
 - ・入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
 - ・在留資格証明書 写
 - ・パスポート 写
 - ・就学ビザ 写
 - ・外国人登録証明書（もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書）写
または在留カード（平成24年7月9日に新しい在留管理制度が導入されたため）写

扱い

- ① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。
- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成26年4月1日から適用する。

平成6年11月15日	制 定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月6日	一部改正	「文言の一部訂正」

外国人留学生の登録・登録更新および大会参加申請等に係る提出書類について

平成 25 年 5 月 21 日 理事会決定

1 外国人留学生登録及び大会参加申請時における提出書類

- ① 外国人留学生選手の登録および大会参加申請書（様式 1-①）
- ② 入学許可証 写（受け入れ高等学校のもの）
- ③ 在留資格認定証明書 写
- ④ パスポート 写
- ⑤ 就学ビザ 写
- ⑥ 外国人登録証明書（もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書）写
または在留カード（平成 24 年 7 月 9 日に新しい在留管理制度が導入） 写

2 外国人留学生登録更新及び大会参加申請時における提出書類

- ① 外国人留学生選手の登録更新および大会参加申請書（様式 1-②）
- ② 学年修了証または単位修得証明書 写
- ③ 在留資格認定証明書 写
- ④ パスポート 写
- ⑤ 就学ビザ 写
- ⑥ 外国人登録証明書 写
または在留カード（平成 24 年 7 月 9 日に新しい在留管理制度が導入） 写

3 外国人留学生途中帰国の場合

- ① 途中帰国の理由書（当該高等學校長名の書類）

4 登録・登録更新および大会参加申請等の事務手続きについて

- ① 当該校は、必要書類を添えて、都道府県高体連専門部長に提出する。
(様式 1-①または②)
- ② 都道府県高体連専門部長は、書類を精査後、都道府県高体連事務局に提出する。(様式 2)
- ③ 都道府県高体連事務局は、各専門部からの申請を集約し、(公財)全国高体連の調査様式にて、(公財)全国高体連事務局に提出する。

平成 29 年度外国人留学生の登録状況調査

資料提出の手順について

(公財)全国高体連

↓ 調査用紙の配布

都道府県高体連

↓ 調査用紙の配布

都道府県高体連各専門部

↓ 6月16日（金）までに報告

都道府県高体連

各専門部の報告をとりまとめ

↓ 6月30日（金）までに報告

(公財)全国高体連

↓ 情報提供

↓ 7月下旬

都道府県高体連

(公財)全国高体連各専門部

※該当専門部のみ